

【寄稿】母校創立 100 周年の歩み-その記録 5-

名誉教授 西谷源展(44 回生)

1. 診療 X 線技師資格制度制定への願い

昭和 3 年 6 月に第 1 回の卒業生を世に送り出した当時には診療 X 線に関する国家資格制度はなかった。X 線の発見から 33 年を経過しており取り扱いについての危険性はすでに認識されていた。X 線の発生に必要な高圧電源による電撃や X 線被ばくによる放射線障害であった。医療で X 線診断を行う施設は多くなってきたが、それに伴って電撃による感電死の報告も増加してきた。また X 線の発見当初から放射線障害も散見されるようになっていた。藤浪剛一らによる著書の「れんとげん学」は X 線撮影に関する日本で最初の著書とされている。その中で「れんとげん従事者ノ心得」一つとして次のように記載している。

人體ノ同一箇處ヲ屢々反復照射スルハ危険ニシテ、往々多大ノ損傷ヲ蒙リ、れんとげん専門醫及ビ其従事者ガ死セルコトアレバ、苟クモ斯學ニ従事セル凡テノ關係者ハ安全ノ保護手段ヲ構スベキハ絶對必要ニシテ、此の智識ヲ涵養ス可シ。(原文どおり)

放射線の危険性についてこれ以外に 9 項目にわたり放射線防護に関する記述がされている。

藤浪剛一氏と二代目講習所所長である浦野 多門治はウィーン大学のホルツクネヒト教授の門下生で藤浪氏が 1 年先輩であるが、帰国後は東の藤波、西の浦野と呼ばれる重鎮でもあった。しかし、浦野 多門治所長は放射線障害のために、いつも白い手袋をされていたが、晩年には皮膚がんのために手首から切断されている。

X 線は医療において多大なる成果を上げているが、一方では放射線障害などの危険性や X 線発生における電撃の危険性を有していた。このように危険な X 線照射に従事する技術者に国家による資格制度の付与が求められるようになってきた。

2. 診療用 X 線装置取締規則の制定へ

1937 年(昭和 12 年) 通信省令電気工作物規定が一部改正され、X 線装置の施工に関しての規定に X 線装置を防電撃とすることなど規定され、更に「X 線装置は電気に関し相当知識経験を有する者によって取り扱われることが望ましい」とした。

これによって、X 線装置の取り扱いに免許制度が制定されるものとの思いから「診療 X 線技師」の国家資格が制定されるものと期待した。

当時の日本は 1931 年(昭和 6 年)9 月 18 日満州事変により、日本軍が中国東北部を占領し、1932 年に満州国を建国し、1937 年(昭和 12 年)7 月 7 日には支那事変と呼ばれる日中戦争となった。

当時は日中戦争の始まった時期でもあり、「X 線装置は電気に関し相当の知識を有する者」の審議がされずに、X 線装置の防電撃等のみの改正となり、念願の「診療 X 線技師資格」制度が制定されなかった。

3. 診療 X 線技師制度制定へのさらなる努力

診療 X 線技師制度を制定するために多くの努力がなされている。1942 年(昭和 17 年)宮崎県立病院技術者であった赤間 與三次氏は単独で帝国議会に請願書として「放射線医学技術員資格制度制定に関する請願」を提出した。その請願書の中で「我が国においては、直接医事に携わる医師、助産婦、看護婦のごときは厳として官政下ではそれ相当の資格制定がされている。極めて重要な職域を分担している線技術者には何等の資格制定、明確なる職種の制定すら定まっていない状況にある。」として、この状況は明らかに不合理であると述べている。資格制度について、4 項目について請願している。第 79 回帝国議会に提出されて、採択された。しかし、戦時中であつたために法制化がされなかった。

当時の X 線技術者は大学病院等で無給の見習いという形で 2~3 年間徒弟式養成を受けたのちに所属長の推薦で就職をしていた。本学のように学校制度で養成された者に対しては、異端視する傾向にあったとされている。その為に資格制度の制定の必要性を述べても、学校卒業者の特権獲得運動では? という疑念を持つ者もいたとされている。

これに対して、本学の**滝内 政治郎**は全国の大学病院の放射線医学教室の有力教授を歴訪して資格制定の必要性を述べ、全国の診療に従事する X 線技術者の大同団結を推進した。全国にあつた X 線技術者集団を統合して

「日本放射線技術学会」とした。後に日本レントゲン技術員学会としたが、1946 年には再び「日本放射線技術学会」とした。

しかし、学会と冠した団体が資格獲得運動をするに異論が出たために、「日本放射線技師会」として資格制定運動がなされるようになった。



以上